

令和7年4月1日施行

郡山女子大学短期大学部学則

郡山女子大学短期大学部学則

令和 7 年 4 月 1 日施行

第一章 総 則

第 1 条 本短期大学部は、高等学校の教育の基礎の上に 2 年の実地的な専門的職業に重きをおく大学教育を施し、人間の平等的価値を基として人間性の高揚を図り、女性の自主独立の精神を培い、さらに文化国家、協力社会の形成と世界平和の確立とに貢献し、もって人類の福祉を増進しようとする人物を育成することを目的とする。

第 2 条 本短期大学部は、郡山女子大学短期大学部（以下「本学」という。）と称する。

第 2 条の 2 本学は、学校法人郡山開成学園が設置する。

第 3 条 本学の位置は、福島県郡山市開成三丁目 2 5 番 2 号に置く。

第 3 条の 2 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第 3 条の 3 本学は、前条第 1 項に規定する自己点検・評価に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

2 前項の認証評価に関する規則等は、別に定める。

第 3 条の 4 本学は、教育研究活動状況の情報を広く提供するものとする。

第二章 学科、修業年限及び学生定員

第 4 条 本学に、次の学科を置く。

健康栄養学科

幼児教育学科

地域創成学科

- 2 前項の学科における人材育成上の目的及び教育研究上の目的は、次に掲げるものとする。
- 一 健康栄養学科においては、国民の健康の保持増進に貢献できる人材を養成するため、食と栄養に関する理論と技術の教授により専門知識及び実践力を涵養すると共に、期待される社会人となれるよう人間性を育て、知性及び感性の向上を目指し、健康で豊かな生活を営むことのできる人間の育成を進めるものとする。
 - 二 幼児教育学科においては、子どもの健全な発育発達を援助できる人材を養成するため、保育に関する専門知識と技術を培うとともに、柔軟な指導力及び豊かな感性と幅広い教養を養うものとする。
 - 三 地域創成学科においては、変化する地域社会において、創造的継続的に貢献できる人材を育成するため、文化・歴史・芸術・情報の分野を中心に双方向、参画型の能動的学修を通して主体性を高めながら、深い教養と総合的な人間性を養うものとする。
- 3 前項の幼児教育学科においては、履修上の区分として、幼児教育コース及びチャイルド・ミュージックコースを設定する。幼児教育コース及びチャイルド・ミュージックコースにおいては、前項第二号に加え、次に掲げる人材養成上の目的及び教育目標の特色を持つものとする。
- 一 幼児教育コース
保育に関する知識と技術を包括的に修得した幼稚園教諭、並びに保育士を養成するものとする。
 - 二 チャイルド・ミュージックコース
保育に関する知識と技術を修得し、より豊かな音楽的表現力を養い、音楽の美しさや楽しさをより伝えることができる幼稚園教諭、又は保育士を養成するものとする。

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

- 2 在学年数は、4年を超えることはできない。ただし、第20条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた年数の二倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5条の2 学生の定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
健康栄養学科	70人	140人
幼児教育学科	140人	280人
地域創成学科	80人	160人

第5条の3 幼児教育学科において、事情により、修業年限を超えて3年にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨をあらかじめ申し出る者があるときは、当該学科において支障のない限り、その計画的な履修（以下「3年履修コース」という。）を認めることができる。

- 2 3年履修コースの取扱いに関し必要な事項は別に定める。

第三章 学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は2期に分け、2年間を通して次の四学期に区分する。

I期 1年次の4月1日から9月30日まで

II期 1年次の10月1日から翌年3月31日まで

III期 2年次の4月1日から9月30日まで

IV期 2年次の10月1日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

三 創立記念日 4月22日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

七 学年末休業

2 前項第四号から第七号の休業期間については、毎年度当初に定める学事日程によるものとする。

3 授業回数及び実習日数の確保で必要がある場合、学長は前項の休業日を変更しそれらを行うことができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第四章 教育課程及び履修方法等

第8条 授業科目を次のとおり区分する。

学科	科目区分
健康栄養学科	共通基礎科目
	専門科目

	自由選択科目 各種資格等取得の為の課程に関する科目
幼児教育学科	共通基礎科目 専門科目 自由選択科目 各種資格等取得の為の課程に関する科目
地域創成学科	地域創成学科生活基礎科目 地域創成学科共通専門科目 地域創成学基礎 地域創成学探究 図書館学関係 博物館学関係 自由選択科目 各種資格等取得の為の課程に関する科目

第8条の2 各種資格等取得の為の課程に関する科目は、その専門性に応じ、専門科目とすることができる。

第9条 各学科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第9条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第9条の3 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。

第9条の4 学生は、学年の始め又は学期の始めに、その学年又はその学期において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定める。

第10条 本学を卒業するための要件は次のとおりとする。

学科	科目区分	要件	
健康栄養学科	共通基礎科目	12単位以上	} 62単位以上
	専門科目	50単位以上	
	自由選択科目		
幼児教育学科	共通基礎科目	12単位以上	} 62単位以上
	専門科目	50単位以上	
	自由選択科目		
地域創成学科	地域創成学科生活基礎科目	} 62単位以上	} 62単位以上
	地域創成学科共通専門科目		
	地域創成学基礎		
	地域創成学探究		
	図書館学関係		
	博物館学関係		
	自由選択科目		

2 教育職員免許状を得ようとする者は、前項に定める単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

3 健康栄養学科において栄養士の免許証を得ようとする者は、第1項に規定するものの中で、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に基づいて本学が定める単位を修得しなければならない。

4 健康栄養学科においてフードスペシャリストの資格を得ようとする者は、第1項に規定するものの中で、本学所定のフードスペシャリスト課程を履修しなければならない。

5 幼児教育学科において保育士の資格を得ようとする者は、第1項に規定するものの中で、児童福祉法施行規則に基づいて本学が定める単位を修得しなければならない。

6 地域創成学科において学芸員補の任用資格を得ようとする者は、第1項に規定するものの中で、本学所定の学芸員課程を履修しなければならない。

7 地域創成学科において司書の資格を得ようとする者は、第1項に規定するものの中で、本学所定の司書課程を履修しなければならない。

第10条の2 各学科において取得できる教育職員免許状の種類及び教科並びに資格は、次のとおりとする。

学 科	教員免許状の種類〔教科〕	資 格 の 種 類
健康栄養学科		栄養士、フードスペシャリスト認定試験受験資格
幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状	保育士、リトミック指導資格2級・1級
地域創成学科		学芸員補（任用資格）、司書、情報処理士、社会福祉主事（任用資格）、ビジネス実務士

第11条 単位の認定は、次のとおりとする。

- 一 授業科目を履修した学生に対しては試験を行い、その成績の評価において単位を認定する。試験は筆記試験及び実技のほか、レポートをもって代えることができる。ただし、実験、実習等の授業科目については、平常の学修成果をもって評価することができる。
- 二 成績の評価は、次の「成績評価基準」により行うものとし、60点以上のものについて単位を認定する。

「成績評価基準」

評価区分	評価記号と評価内容
100～90点	S：特に優れた成績
89～80点	A：優れた成績
79～70点	B：努力が必要な成績
69～60点	C：最低限度の成績
59～0点	F：否とされた成績
	N：認定のみ科目（GPの対象とせず）

三 授業科目のうち、芸術鑑賞講座・教養講座については、受講レポートの提出をもって所定の単位を修得したものとみなす。ただし、成績の評価は行わない。

四 履修科目として登録していない授業科目については、単位を認定することができない。

五 第二号で定める「成績評価基準」におけるGPについては別に定める。

- 2 一の授業科目の出席時数が授業時数の3分の2に満たない場合は、その科目の定期試験を受験することができない。
- 3 当該学期の授業料及びその他の納付金が未納の者は、原則としてその学期の定期試験を受験することができない。
- 4 正当な理由又はやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行うことがある。また、定期試験の成績が、単位認定の評価

に達しなかった卒業要件の必修科目については、再試験を行うことがある。

第12条 本学は、教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

第13条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第14条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第42条第1項の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第12条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第12条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第五章 卒業

第15条 本学に2年以上在学し、第10条第1項に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 本学を卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

3 前項の短期大学士に付記する事項については、別に定める。

第六章 入学、退学、休学、復学、転科、転学、留学及び再入学

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第17条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣が指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達した者

第１７条の２ 本学に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び所定の書類を添えて提出しなければならない。

第１８条 前条による入学志願手続を行なった者に対しては、別に定めるところにより入学者選抜を行い、その合否は教授会の議を経て学長が定める。

第１９条 前条の選抜結果により合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに所定の納付金を納入し、保証人連署の誓約書その他の書類を提出しなければならない。

２ 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第２０条 本学を中途退学した者が再入学を志願するときは、選考の上、教授会の議を経て学長が再入学を許可することがある。

２ 前項の規定により再入学を許可された者の入学年次、既に履修した授業科目及び修得単位の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第２１条 学生の保証人は父母又は近親者とする。ただし、これによりがたい場合は、独立の生計を営む成年者とすることができる。

２ 保証人は、その学生の在学中の身上に関する一切の事項について責任を負うものとする。

第２２条 学生が疾病その他やむを得ない事由により３ヶ月以上欠席しようとするときは、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

２ 休学期間は１年を限度とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長に願い出て休学期間を延長することができる。

３ 休学期間は、通算して２年を超えることはできない。ただし疾病による場合は、この限りではない。

第２３条 休学期間は在学年数に通算しない。

第２３条の２ 休学の理由が解消したときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第23条の3 学生が在学中に正当な理由により転科を希望する場合には、教授会の議を経て学長が許可することがある。ただし、学年の途中での転科は認めない。

第23条の4 本学から他の大学へ転学を志望する学生で、正当な理由があると認められる場合には、教授会の議を経て学長が許可することがある。

第23条の5 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学における学修のために留学することを許可することがある。

2 前項の許可を得て留学する期間は、1年を限度とする。

3 留学期間は、第15条に定める在学期間を含めることができる。

4 前項までのほか、留学について必要な事項は、学長の定めるところによる。

第24条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出しなければならない。

第七章 賞 罰

第25条 次の各号の一に該当する学生に対し、教授会の議を経て学長が賞することがある。

一 学業が特に優秀な者又は品質高潔であって、全学生の模範と認められる者

二 個性を十分に発揮し、その特質をもって顕著な功績を上げた者

第26条 学生が本学則に背き、学生としての本分に反した行為と認められるときは、教授会の議を経て学長が懲戒することがある。

2 懲戒は、訓告・停学及び退学とする。

第27条 前条第2項の退学処分は、次の各号の一に該当した者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第八章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金

第28条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表3のとおりとする。

第29条 授業料は、年額の2分の1ずつを2期に分けて、その期に示す期日までに納入しなければならない。

第30条 教育充実費及びその他の納付金の金額は別に定めるものとし、授業料納入の際に納入するものとする。

第30条の2 第10条の2に規定する教員免許状及び各資格の取得を希望する者は、入学後所定の時期にそれぞれの履修費を納入しなければならない。

第31条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は、徴収しない。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第31条の2 第23条の5第1項の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。ただし、学期の途中で留学し又は留学を終えた者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第32条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は返戻しない。ただし、本学が指定する期日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として学生が納付した授業料及び諸会費等を返還する。

第33条 在学中において授業料及びその他納付金の金額が改訂されたときは、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第34条 正当な理由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認めた場合は、教授会の議を経て学長が除籍する。

第九章 教職員組織

第35条 本学に学長、副学長を置く。学長に事故あるときは、副学長がその職務を代行する。

2 本学の教育研究上の目的を達成するため、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

3 本学の運営に関わる業務を処理するため、専任の事務職員を置く。

第十章 教授会

第36条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長及び専任教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、専任の准教授、講師若しくは職員を加えることができる。

第37条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は前号に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べる事が出来る。

第十一章 教員の資格

第38条 教授、准教授、講師、助教及び助手の資格については、短期大学設置基準に基づいて本学が別に定める。

第十二章 図書館及び併設学校

第39条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第40条 学校法人郡山開成学園は、本学のほか、次の学校を併設する。

- 一 郡山女子大学大学院
- 二 郡山女子大学
- 三 郡山女子大学附属高等学校
- 四 郡山女子大学附属幼稚園

2 前項に掲げる学校の規則は、別に定める。

第41条 削除

第十三章 科目等履修生、委託生及び外国人留学生

第42条 本学の開設する授業科目のうち、一部の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、科目等履修生として学長が履修を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の認定については第11条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第43条 公共機関から、その所属職員の研修について本学に委託願い出があるときは、授業及び研究に支障のない限り、委託生として学長が入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

第44条 外国人で、本学に入学を志願する者については、教授会の議を経て、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可される者は、外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、当該外国公館の証明を有する者

3 第1項の規定により入学を志願する者に対しては、修学に必要な日本語、学力及びその他健康等について、別に定めるところにより選考を行う。

4 外国人留学生については、別段の定めのあるもののほか、本学則の各章を適用する。

第45条 削除

第46条 削除

第47条 削除

第十四章 公開講座

第48条 本学は、一般社会人等を対象に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する科目及び聴講料等については、その都度定める。

第十五章 学生組織

第49条 各学科のクラスごとに学生リーダーを置き、一週交代で全員が当たる。

2 クラスのリーダーは、クラス運営及び学内の美化等の環境整備活動を円滑に進めていくためにクラスを統率する。

第十六章 厚生施設

第50条 本学に生活実習館を置き、これを家庭寮という。

2 家庭寮に関する規則は別に定める。

第51条 削除

第十七章 専攻科

第52条 本学に専攻科を設け、文化学専攻及び幼児教育学専攻を置く。

第53条 前条の各専攻は、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」による認定専攻科として学士への途を拓き、社会教育の充実発展に貢献できる人材を養成するため、文化学専攻は短期大学部地域創成学科における、幼児教育学専攻は短期大学部幼児教育学科における専門教養の基礎のうえに、さらに、その学識を深め、専攻分野の研究能力を培うものとする。

第54条 専攻科の修業年限は2年とし、在学年数は4年を超えることはできない。

第55条 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
文化学専攻	10人	20人
幼児教育学専攻	10人	20人

第56条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 短期大学を卒業した者
- 二 高等専門学校を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入することができる者
- 四 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 本学において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第57条 専攻科の各専攻の授業科目及び単位数は、別表2及び別表2の2のとおりとする。

第57条の2 専攻科の各専攻の授業科目及び単位数は、第57条に定めるもののほか、別に定める専攻科に関する規則において郡山女子大学家政学部並びに放送大学及び郡山女子大学短期大学部の科目の内本学で定めるものとする。

第58条 専攻科における単位の認定は、第11条の各号の定めによる。

第59条 専攻科の文化学専攻を修了するためには、2年以上在学し、別表2及び第57条の2で定めた科目において必修科目8単位以上、選択必修科目4単位以上、選択科目50単位以上、計62単位以上を修得しなければならない。

第59条の2 専攻科の幼児教育学専攻を修了するためには、2年以上在学し、別表2の2及び第57条の2で定めた科目において必修科目32単位以上、選択科目30単位以上、計62単位以上を修得しなければならない。

第60条 専攻科において、教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本専攻科において履修したものとみなして単位を認めることができる。

第61条 第59条に定める修了要件を満たした者については、修了証書を授与する。

第62条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表4のとおりとする。

2 本学の短期大学卒業者が専攻科に入学するときは、入学金の全額を免除する。

第63条 第1条、第4条、第5条、第5条の2、第8条、第9条第1項、第10条、第10条の2、第12条、第13条、第14条、第15条、第17条、第23条の3、第28条、第30条の2、第44条の規定は、専攻科の学生にこれを適用しない。

第十八章 雑 則

第64条 本学則の規定によりがたい事態が発生した場合、学長は本学則の運用を変更することができる。

附 則
(略)

附 則

本則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則
本則は、昭和41年10月1日から施行する。

附 則
本則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則
本則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則
本則は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項第三号の規定は、昭和44年度の入学者から適用する。

附 則
この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。別表により家政科第二部に関する部分を削除する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第7条別表家政科家政専攻の教育課程は、昭和50年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第7条別表の文化学科の教育課程、社会教育主事課程及び学芸員課程並びに第8条第五号、第六号の規定は昭和56年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第7条、第14条の規定は昭和62年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第7条、第14条の規定は昭和63年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項第二号及び第三号の規定は平成元年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第7条（教育課程）及び第14条第1項第三号（授業料）の規定は平成2年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第27条（授業料）の規定は平成3年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 二 第5条に規定に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平 成 4 年 度		平成5年度～平成11年度		平 成 1 2 年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 科 家 政 専 攻	80人	130人	80人	160人	50人	130人
文 化 学 科	100人	175人	100人	200人	75人	175人

附 則

- 一 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 二 第5条に規定に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平 成 4 年 度		平成5年度～平成11年度		平 成 12 年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 科 家 政 専 攻	80人	130人	80人	160人	50人	130人
文 化 学 科	100人	175人	100人	200人	75人	175人

附 則

一 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

二 第5条に規定に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平 成 4 年 度		平成5年度～平成11年度		平 成 12 年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 科 家 政 専 攻	80人	130人	80人	160人	50人	130人
文 化 学 科	100人	175人	100人	200人	75人	175人

附 則

一 本学則は、平成7年4月1日から施行する。

二 第5条に規定に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平 成 4 年 度		平成5年度～平成11年度		平 成 12 年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 科 家 政 専 攻	80人	130人	80人	160人	50人	130人
文 化 学 科	100人	175人	100人	200人	75人	175人

附 則

一 本学則は、平成8年4月1日から施行する。

二 第5条に規定に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平 成 4 年 度		平成5年度～平成11年度		平 成 12 年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 科 家 政 専 攻	80人	130人	80人	160人	50人	130人
文 化 学 科	100人	175人	100人	200人	75人	175人

附 則

- 一 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 二 第5条に規定に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平 成 4 年 度		平成5年度～平成11年度		平 成 12 年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 科 家 政 専 攻	80人	130人	80人	160人	50人	130人
文 化 学 科	100人	175人	100人	200人	75人	175人

附 則

- 一 本学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 二 第5条に規定に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平 成 4 年 度		平成5年度～平成11年度		平 成 12 年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 科 家 政 専 攻	80人	130人	80人	160人	50人	130人
文 化 学 科	100人	175人	100人	200人	75人	175人

附 則

- 一 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 二 第5条の2に規定に規定する学生定員は、平成12年度の家政科家政専攻及び文化学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平成12年度収容定員
家 政 科 家 政 専 攻	130人
文 化 学 科	175人

三 第55条の規定にかかわらず、平成12年度の専攻科文化学専攻の収容定員は、20人とする。

附 則

一 本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

一 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

二 本学則は平成14年度入学生から適用するものとし、平成13年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

三 第5条の2の規定にかかわらず、平成14年度の家政科福祉情報専攻の収容定員は、70人とする。

附 則

一 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

二 本学則は平成16年度入学生から適用するものとし、平成15年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

三 第5条の2の規定にかかわらず、平成16年度の家政科食物栄養専攻の収容定員は280人とする。

附 則

一 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

二 第5条の2の規定にかかわらず、平成17年度の文化学科の収容定員は125人とする。

附 則

一 本学則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

一 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

一 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

二 本学則中、第10条8及び第10条の2家政科福祉情報専攻資格の種類については、平成18年度新入生から適用。

附 則

一 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

二 本学則は平成20年度入学生から適用するものとし、平成19年度以前の入学生については従前の規定を準用する。

附 則

一 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

一 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

二 本学則は平成22年度入学生から適用するものとし、平成21年度以前の入学生については従前の規定を準用する。

三 第5条の2の規定にかかわらず、各学科専攻の収容定員は次のとおりとする。

学 科 ・ 専 攻	平 成 2 2 年 度		平 成 2 3 年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政科 福祉情報専攻	40人	100人	40人	80人
家政科 食物栄養専攻	120人	250人	120人	240人
幼児教育学科	140人	290人	140人	280人
生活芸術科	20人	50人	20人	40人
音楽科	30人	80人	30人	60人
文化学科	40人	90人	40人	80人

附 則

- 一 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 二 本学則は平成25年度入学生から適用するものとし、平成24年度以前の入学生については従前の規定を準用する。
- 三 第55条の規定にかかわらず、専攻科の収容定員は次のとおりとする。

専攻名	平成25年度		平成26年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文化学専攻	10人	30人	10人	20人

附 則

- 一 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 二 本学則は平成26年度入学生から適用するものとし、平成25年度以前の入学生については従前の規定を準用する。

附 則

- 一 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 二 本学則は平成27年度入学生から適用するものとし、平成26年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 二 本学則は平成28年度入学生から適用するものとし、平成27年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 二 本学則は平成29年度入学生から適用するものとし、平成28年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 二 本学則は平成30年度入学生から適用するものとし、平成29年度以前の入学生については健康栄養学科の名称を除き従前の規定を適用する。
- 三 第5条の2の規定にかかわらず、各学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	平 成 3 0 年 度		平 成 3 1 年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健 康 栄 養 学 科	70人	190人	70人	140人
幼 児 教 育 学 科	140人	280人	140人	280人
音 楽 科	30人	60人	30人	60人
地 域 創 成 学 科	80人	80人	80人	160人

健康栄養学科平成30年度の収容定員190人は、平成29年度（名称・定員変更前）の入学定員120人と平成30年度（名称・定員変更後）の入学定員70人の和である。

附 則

- 一 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成31年度入学生から適用するものとし、平成30年度以前の入学生については、従前の規定を適用する。
- 三 第5条の2の規定にかかわらず、各学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	平 成 3 1 年 度		平 成 3 2 年 度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
健 康 栄 養 学 科	70人	190人	70人	140人

幼 児 教 育 学 科	1 4 0 人	2 8 0 人	1 4 0 人	2 8 0 人
音 楽 科	0 人	3 0 人	—	—
地 域 創 成 学 科	8 0 人	8 0 人	8 0 人	1 6 0 人

附 則

- 一 本学則は、令和元年12月9日から施行する。

附 則（令和2年3月改正）

- 一 本学則は、令和2年4月1日から施行する。
 二 本学則は、令和2年度入学生から適用するものとし、平成31年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附則（令和2年7月改正）別表1、別表2

- 一 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
 二 本学則は、令和3年度入学生から適用するものとし、令和2年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附則（令和2年8月改正）第8条、第10条の2

- 一 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
 二 本学則は、令和3年度入学生から適用するものとし、令和2年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附則（令和2年10月改正）第10条の2

- 一 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
 二 本学則は、令和3年度入学生から適用するものとし、令和2年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
 ただし、第10条の2「リトミック指導資格2級・1級」は、平成31年度入学生から適用するものとする。

附則（令和3年10月改正）第5条の3、（令和3年9月改正）第52条、第53条、第55条、第57条、第57条の2、第59条、第59条の2、別表2の2

- 一 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 二 本学則は、令和４年度入学生から適用するものとし、令和３年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第５５条の規定にかかわらず、専攻科の収容定員は次のとおりとする。

専攻名	令和４年度		令和５年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文化学専攻	１０人	２０人	１０人	２０人
幼児教育学専攻	１０人	１０人	１０人	２０人

附則（令和４年１０月改正）別表１、別表２の２

- 一 本学則は、令和５年４月１日から施行する。
- 二 本学則は、令和５年度入学生から適用するものとし、令和４年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、令和６年４月１日から施行する。
- 二 本学則は、令和６年度入学生から適用するものとし、令和５年度以前の入学生については従前の規定を適用する。ただし、第二十八条（授業料）及び第六十二条（授業料）の規定は令和６年度の入学生より適用する。

附 則

- 一 本学則は、令和７年４月１日から施行する。
- 二 本学則は、令和７年度入学生から適用するものとし、令和６年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

別表 1 (第9条関係)

学 科 の 名 称	授 業 科 目		単位数		備 考
			必修	選択	
健康栄養学科 幼児教育学科	共通 基 礎 科 目	人間学系	2		
				2	
				2	
		生活学系		2	
				2	
				2	
		生活科学系		2	健康栄養学科は必修。 健康栄養学科は必修。
				2	
				2	
				2	
		語学系		2	
				2	
				2	
		健康学系		1	
				1	
		キャリア系		2	
				2	
				1	
		特別科目	1		

		計	6	31	
健康栄養学科	専門科目	社会生活と健康	公衆衛生学	2	
			社会福祉概論	2	
		人体の構造と機能	解剖学	2	
			生理学	2	
			生化学	2	
			病理学	2	
			解剖生理学実験Ⅰ		1
			解剖生理学実験Ⅱ		1
		食品と衛生	食品学Ⅰ	2	
			食品学Ⅱ	2	
			食品衛生学	2	
			食品学実験		1
			食品衛生学実験		1
		栄養と健康	基礎栄養学	2	
			応用栄養学	2	
			健康食生活論	2	
			臨床栄養学	2	
			基礎栄養学実習		1
			応用栄養学実習		1
			臨床栄養学実習		1
		栄養の指導	公衆栄養学	2	
			栄養指導論総論	2	
			栄養指導論各論	2	
			栄養指導論実習Ⅰ		1

		栄養指導論実習Ⅱ		1	
	給食の運営	給食計画・実務論	2		
		調理学	2		
		給食論実習Ⅰ		1	
		給食論実習Ⅱ		2	
		給食論実習Ⅲ		1	
		調理学実習Ⅰ		1	
		調理学実習Ⅱ		1	
	その他	食商品学	2		
		食品鑑別論Ⅰ		2	
		食品鑑別論Ⅱ		2	
		フードコーディネータ論	2		
		基礎自然科学	2		
		フードスペシャリスト特論		1	
		栄養士特論		1	
		卒業研究		2	
	計		42	23	
幼児教育学科	保育の本質・目的の理解に 関する科目	保育原理	2		
		教育原理		2	
		子ども家庭福祉	2		
		社会福祉	2		
		子ども家庭支援論	2		
		社会的養護Ⅰ		2	
		保育者論	2		

保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2		
	教育心理学		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子どもの理解と支援		1	
	子どもの保健		2	
	子どもの食と栄養		2	
保育の内容・方法の理解に関する科目	教育・保育課程論		2	
	特別支援教育基礎論	2		
	教育方法論		1	
	保育相談支援		2	
	幼児と健康	1		
	幼児と人間関係	1		
	幼児と環境	1		
	幼児と言葉	1		
	幼児と表現	1		
	保育内容総論		1	
	保育内容指導法 健康		1	
	保育内容指導法 人間関係		1	
	保育内容指導法 環境		1	
	保育内容指導法 言葉		1	
	保育内容指導法 音楽表現	1		
	保育内容指導法 造形表現	1		
	保育内容指導法 身体表現	1		
	子どもの器楽Ⅰ		1	
	子どもの器楽Ⅱ		1	

		ピアノⅠ（主科） ピアノⅠ（副科） 子どもの器楽Ⅲ 子どもの器楽Ⅳ 子どもの器楽Ⅴ ハンドベル 子どもの器楽Ⅵ ハンドベル 総合表現 子どもの遊び 自然保育演習 保育内容研究 音楽表現 保育内容研究 造形表現 保育内容研究 身体表現 乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ 子どもの健康と安全 社会的養護Ⅱ	2 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1	} チャイルド・ミュージックコースはいずれ か1科目選択必修
			2	
	教育実習	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教育実習Ⅲ 教育実習Ⅳ	1 1 1 2	事後指導を含む。 事前事後指導を含む。 事前事後指導を含む。
	保育実習	保育実習指導Ⅰ 保育実習指導Ⅱ又はⅢ 保育実習Ⅰ－1 保育実習Ⅰ－2 保育実習Ⅱ	2 1 2 2 2	事後指導を含む。 事前事後指導を含む。

			保育実習Ⅲ		2	事前事後指導を含む。
		教職実践演習・総合演習	教職・保育実践演習		2	
		チャイルド・ミュージック コース専門科目	ピアノⅡ（主科） ピアノⅡ（副科） ボーカルⅠ（主科） ボーカルⅠ（副科） ボーカルⅡ（主科） ボーカルⅡ（副科） 器楽Ⅰ（主科） 器楽Ⅱ（主科） リトミック 音楽基礎Ⅰ 音楽基礎Ⅱ ソルフェージュⅠ ソルフェージュⅡ ミュージカル演習		2 1 2 1 2 1 2 2 2 1 1 1 1 1	ピアノ、ボーカル、器楽のいずれかを主科(必修)とする。また、副科(必修)については、ピアノ専攻の者はボーカル、ボーカル専攻の者はピアノ、器楽専攻の者はピアノ及びボーカルとする。リトミック、音楽基礎Ⅰ、ソルフェージュⅠはチャイルドミュージックコース必修。
		卒業研究	卒業研究	2		
		計		26	80	
健康栄養学科	その他資格取得のため	フードスペシャリスト 課程	健康食生活論 食品鑑別論Ⅰ 食品鑑別論Ⅱ 食品学Ⅰ 食品学Ⅱ 食品学実験 食品衛生学	2 2 2 2 2 1 2		

	の 課 程 に 関 する 科 目	調理学	2		
		調理学実習Ⅰ	1		
		調理学実習Ⅱ	1		
		基礎栄養学	2		
		食商品学	2		
		フードコーディネート論	2		
		フードスペシャリスト特論	1		
		計	24	0	
地域創成学科	地域創成学科 生活基礎科目	宗教学	2		
		情報処理Ⅰ		2	
		総合英語コミュニケーション		2	
		英語(リーディング&ライティング)		2	
		キャリアデザインⅠ		2	
		キャリアデザインⅡ		1	
		地域創成ゼミナールⅠ	2		
		地域創成ゼミナールⅡ	2		
		地域創成プロジェクト演習	4		
		生涯学習概論		2	
		家族社会学		2	
		生活芸術学入門		2	
		基礎学力トレーニング		1	
		数理・データサイエンス基礎		2	
		学生生活と社会Ⅰ	1		
		学生生活と社会Ⅱ	1		
		学生生活と社会Ⅲ	1		

	学生生活と社会Ⅳ	1		
	計	14	18	
地域創成学科 共通専門科目	図書館概論		2	
	博物館概論		2	
	女性文化史		2	
	デザイン論		2	
	色彩学		2	
	情報処理Ⅱ		2	
	情報処理Ⅲ		2	
	情報概論		2	
	情報倫理		2	
	情報メディア論		2	
	地域食文化論		1	
	服飾文化論		2	
	家庭福祉論		2	
	ビジネスマナー		1	
	ビジネスホスピタリティ		2	
	マーケティング論		2	
	経営学基礎		2	
	地域デザイン論		2	
	チーム発想法概論		2	
	計	0	36	
地域創成学基礎	日本文化史		2	
	ヨーロッパ文化史		2	
	考古学		2	

	美術史		2	
	宗教文化史		2	
	介護概論		2	
	社会福祉概論		2	
	デッサンⅠ		2	
	デッサンⅡ		2	
	油彩画Ⅰ		2	
	油彩画Ⅱ		2	
	塑造基礎		2	
	基礎デザイン		2	
	絵本とイラストレーション		2	
	CG 基礎Ⅰ		2	
	CG 基礎Ⅱ		2	
	写真基礎		2	
	木彫基礎		2	
	版画基礎		2	
	計	0	38	
地域創成学探究	日本史演習		2	
	ヨーロッパ史演習		2	
	美術史演習		2	
	宗教文化史演習		2	
	考古学実習		2	
	地域歴史遺産論		2	
	地域社会と食生活Ⅰ		1	
	地域社会と食生活Ⅱ		1	

	地域服飾文化論		2	
	油彩画Ⅲ		2	
	油彩画Ⅳ		2	
	水彩表現		2	
	塑造表現		2	
	木彫表現		2	
	版画表現		2	
	ビジュアルデザインⅠ		2	
	ビジュアルデザインⅡ		2	
	映像メディア表現Ⅰ		2	
	映像メディア表現Ⅱ		2	
	卒業研究（論文もしくは制作）		4	
	計	0	40	
図書館学関係	児童サービス論		2	
	図書館サービス概論		2	
	図書館情報資源概論		2	
	情報資源組織論		2	
	図書館情報技術論		2	
	図書館制度・経営論		2	
	情報サービス論		2	
	情報サービス演習		2	
	情報資源組織演習		2	
	図書館基礎特論		1	
	図書館情報資源特論		1	
	計	0	20	

	博物館学関係	博物館資料論		2	
		博物館実習		3	
		博物館情報・メディア論		2	
		博物館教育論		2	
		博物館経営論		2	
		博物館資料保存論		2	
		博物館展示論		2	
		計	0	15	

別表2 (第57条関係)

学 科 の 名 称	授 業 科 目		単位数		備 考
			必修	選択	
文化学専攻	専門的科目	歴史学に関する基礎的な科目	文化史概論	4	
		日本史に関する科目・西洋史に関する科目・東洋史に関する科目・考古学に関する科目	日本宗教の歴史と文化	4	日本文化史演習、日本宗教史演習、日本女性史演習、西洋文化史演習、西洋美術史演習、中国文化史演習、考古学演習の演習7科目のうち1科目4単位以上を必修とする。
			日本古代の歴史と文化	4	
			日本近世の歴史と文化	4	
			日本近代の歴史と文化	4	
			考古学特論	4	
			日本の考古学	4	
			中国の歴史と文化	4	
			西洋美学史	4	
			ドイツの歴史と文化	4	
			フランスの歴史と文化	4	
			アメリカの歴史と文化	4	
			日本女性史	4	
			文化施設論	4	
			日本文化史演習	4	
			日本宗教史演習	4	
			日本女性史演習	4	
			西洋文化史演習	4	
			西洋美術史演習	4	
			中国文化史演習	4	
			考古学演習	4	

	学修総まとめの科目	文化史総合演習	4		
	計		8	80	

別表2の2（第57条関係）

学 科 の 名 称	授 業 科 目			単位数		備 考
				必修	選択	
幼児教育学専攻	専門的科目	教育学・教育心理学に関する科目、幼児教育・保育に関する科目	保育学	2		
			保育学特論Ⅰ	2		
			保育学特論Ⅱ		2	
			保育課程特論	2		
			保育実践研究Ⅰ	2		
			保育実践研究Ⅱ		2	
			教育心理学特論	2		
			臨床心理学	2		
			臨床心理学演習	2		
			保育内容・方法の研究 健康	2		
			保育内容・方法の研究 人間関係	2		
			保育内容・方法の研究 環境	2		
			保育内容・方法の研究 言葉	2		
			保育内容・方法の研究 表現	2		
			子どもの遊び文化		2	
			海外の保育		2	
			福島の食育		2	
			健康教育論		2	
			特別支援教育の理論と実践		2	
			パソコン実務演習		2	
			論文作成法演習Ⅰ	2		

		論文作成法演習Ⅱ		2	
		論文講読演習Ⅰ	2		
		論文講読演習Ⅱ		2	
		修了研究	4		
		計	32	20	

別表3(第28条関係)

種 別	金 額	備 考
入 学 検 定 料	30,000 円	入学願書に添えて納入する。
入 学 金	220,000 円	入学手続き時に納入する。
授 業 料		
健康栄養学科	760,000 円 (年額)	毎年2期に分けて納入する。
幼児教育学科	760,000 円 (年額)	毎年2期に分けて納入する。
地域創成学科	760,000 円 (年額)	毎年2期に分けて納入する。

別表4(第62条関係)

種 別	金 額	備 考
入 学 検 定 料	10,000 円	入学願書に添えて納入する。
入 学 金	220,000 円	入学手続き時に納入する。(本学卒業者は納入不要)
授 業 料	760,000 円	毎年2期に分けて納入する。